

## 提言骨子（案）の主な変更点について

提言骨子（案）	提 言（ 素 案 ）	変更理由
はじめに	<p>本提言は、直接には千葉県への答申となるものですが、これからの県内水道については、県のみならず水道事業を実施し、また、水道サービスの利用者である住民に接している市町村等の合意と行動があってはじめて実現するものであることから、当委員会では、市町村等に参加を求め、その意見を踏まえて検討を行ってきました。本提言は、今後の千葉県内の水道を21世紀にふさわしい、より良いものへと発展させる上で、県のみならず市町村等にとっても指針となるものです。</p> <p>今後、県・市町村等が、本提言を十分に尊重し、でき得る限り早期に統合・広域化を進めることを切望しています。</p>	第7回委員会での委員意見を反映して追加
統合・広域化の基本的な考え方	<p><u>1 統合・広域化の目的等</u> 千葉県において進めるべき統合・広域化は、・・・・・・・・・・(略)</p> <p>千葉県内の水道事業体を見ると、その置かれた地理的条件等の経営環境の相違により運営基盤に大きな地域格差が見られます。</p> <p>こうした状況の中で、県内全体の水道の運営基盤を強化し、高い技術力、経営力、財務力を有する事業体をつくり上げるには、全国トップレベルの水準を持つ県営水道を県民の貴重な財産として活用し、まずはその水準に他の地域の事業体をレベルアップしていくことが有効です。</p> <p>今後の統合・広域化は、地理的・地勢的にも・・・・・・・・・・(略)</p> <p>統合・広域化に当たっては、水道サービスの利用者である住民に分かりやすく情報を提供し、その理解と協力を得ながら進めていくことが重要です。</p>	新たに「統合・広域化の目的等」を設け、骨子（案）の「はじめに」に記載されている水道事業の目的、「 - 4 統合・広域化の進め方」に記載されている内容の一部の記載位置を変更 第7回委員会での委員意見や市町村等の意見を反映して追加（左記は追加部分）
<u>1 県と市町村の役割</u>	<p><u>2 県と市町村の役割</u> 県と市町村の役割分担と組織のあり方は、本来次元の異なる議論です。そのため、県と市町村の役割を原則に従って分けたとしても、それと同じく組織も分離すべきということには必ずしもならないものです。また、県の担う事業と市町村の担う事業を一組織で行うこととしたとしても、県か市町村かのいずれか一方がその全てを担うべきということには必ずしもならないものです。</p> <p>県と市町村の役割分担を踏まえた組織のあり方には様々な形があることに留意すべきです。</p>	第7回委員会での委員意見を反映し、また、市町村等からの疑問に対する委員会の考え方を明らかにするために追加
<u>3 県営水道</u> ・ 県営水道が給水する11市2村は県営水道の経営に参画。現行の水道業務を大きく変えることなく、円滑な移行を図るため、当面は、県営水道は県営を維持し（地方自治法上）の事務委託方式をとる。	<p><u>4 県営水道</u> 県営水道が給水している11市2村は、県と市町村の役割分担を踏まえ、県営水道に経営面・財政面で参画すべきです。</p> <p>市町村が参画するに当たっては、現行の水道業務を大きく変えることなく円滑な移行を図るため、当面は、県営を維持しつつ、県と市町村で協定を締結し、市町村の経営参画の方法や財政負担について定めることとします。</p>	事務委託方式は、東京都の例を参考とするものであるが、本県の場合は実際の事務の所在と合わず、法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、委員からの指摘や市町村等からの意見もあり、県と市町村の間で合意内容を協定として定める、より理解しやすい方法とした。
<u>4 統合・広域化の進め方</u>	<p><u>5 統合・広域化の進め方</u> 統合・広域化は長期にわたって進めていくものであることから、水道関係者は、本提言の趣旨を尊重し、しっかりと継承していくとともに、適切な時期に、水道を取り巻く状況の変化や進捗状況を見て必要な見直しを行うことが重要です。</p>	第7回委員会での委員意見を反映して追加

		提言骨子(案)	提 言 ( 素 案 )	変更理由
県内水道の統合・広域化の 手順	短期	水道用水供給事業体の水平統合		
		(1) 用水供給事業体の水平統合 ア 基本的な統合の方向	(1) 水道用水供給事業体の水平統合 ア 基本的な統合の方向 統合を希望する地域から水道用水供給事業体を順次現行の県営水道に統合します。併せて、水道用水供給事業体を県営水道に統合する地域は、末端の水道事業体の広域化を進めます。 <u>なお、垂直統合を先行させることを希望する地域では、その地域の意見を尊重し、垂直統合を先行させることとします。</u>	第7回委員会での委員意見や市町村等の意見を反映して追加
		(1) 用水供給事業体の水平統合 イ 統合の条件 【組織等】 ・ 用水供給事業体の資産や債務は原則として統合後の事業体へ無償で承継。	(1) 水道用水供給事業体の水平統合 イ 統合の条件 【財政措置等】 ・ 統合する水道用水供給事業体は、原則として、県営水道に対し、その資産を無償譲渡するとともに債務を引き継ぐこととします。	【組織等】 【財政措置等】に記載位置の変更及び内容の明確化
		イ 統合の条件 【財政措置等】	イ 統合の条件 【財政措置等】 ・ 県・市町村の一般会計による水道への財政措置については、県は広域的な水源の確保及び用水供給を担い、市町村は基礎自治体として住民に身近な水道事業を担うという県と市町村それぞれの役割に応じたものへと変えていきます。 県は、水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は、末端の水道事業体へ繰出すことを基本とします。 ただし、こうした制度の変更が、水道用水供給事業体及び末端の水道事業体の経営や水道料金、県・市町村の財政運営に著しい影響を生じることのないよう、県・市町村それぞれの一般会計は、水道に対して、県が末端水道事業体に補助し、市町村が水道用水供給事業体に繰出を行っている現在の財政措置の方法は変えた上で、統合の効果が現れるまでの当面の間、それぞれ現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとします。	第7回委員会での委員意見を反映し、また、市町村等からの疑問に対する委員会の考え方を明らかにするために財政措置等に係る基本的な考え方を追加

		提言骨子(案)	提 言 ( 素 案 )	変更理由	
県内水道の統合・広域化の手順	短期	<p>ア 基本的な統合の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県と市町村の役割を明確にしつつ、円滑な統合を図るため、<u>市村から県への事務委託方式とする。</u>(11市2村のうち統合に関係しない市村(現に水道事業を行っていない4市を含む)も併せて<u>事務委託方式に移行する。</u>)</li> </ul>	<p>ア 基本的な統合の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統合に当たっては、県と市町村の役割分担との整合を図りながら円滑な統合を図るため、<u>県営を維持しつつ市村が事業体経営に参画することとします。参画に当たっては、<u>県・市村間で協定を締結して、事業計画に対する市村の意見の反映手続や事業への一般会計負担額の各市村の負担割合等について定めることとします。</u></u></li> <li>なお、<u>県・市町村の役割分担を踏まえ、11市2村のうち現に水道事業を行っていない4市を含む、上記の統合の対象とならない市村についても、同様に県営水道の経営に参画することとします。</u></li> </ul>	市町村の参画の方法の変更に伴う文言整理	
			<p>ア 基本的な統合の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県営水道が給水している11市2村では、<u>県と市町村の役割分担の明確化が不十分な段階において、県営水道が外見上拡大する形で並存する末端の水道事業体を統合すると、県・市町村の役割が現在よりも不明確になる恐れがあります。そこで、まず、市村が県営水道の経営に参画することについての議論を優先し、その合意の見通しが付いた段階で各市村における末端の市村営水道と県営水道との統合を進めることとします。</u></li> </ul>	第7回委員会での委員意見を反映し、また、市町村等からの疑問に対する委員会の考え方を明らかにするため追加	
		<p>イ 統合の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県営水道に市村営水道を統合する場合は、<u>県営水道が給水する区域と市村営水道が給水する区域の両方について水道事業を事務委託することとし、委託費用は両区域の水道事業に要する経費(一般会計繰出額)を基に算定する。県営水道が給水する区域のみについて水道事業を事務委託する場合は、委託費用は県営の区域の水道事業に要する経費(一般会計繰出額)を基に算定する。</u></li> </ul>	<p>イ 統合の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県営水道に市村営水道を統合する市村は、<u>県営水道が給水する区域と市村営水道が給水する区域の両方について経営に参画することとし、市村の負担額は両区域の末端の水道事業に要する経費(一般会計繰出額)を基に算定します。</u></li> <li>また、<u>統合の対象とならず県営水道が給水する区域についてのみ経営に参画する市村の負担額は県営の区域の末端の水道事業に要する経費(一般会計繰出額)を基に算定します。</u></li> </ul>	市町村の参画の方法の変更に伴う文言整理	
	中期			<p>短期が終わった段階で、それまでの統合・広域化の進捗状況を把握し、必要に応じて以後の統合・広域化の進め方について再検討した上で、さらなる統合・広域化を進めます。</p>	第7回委員会での委員意見を反映して追加
		<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で用水供給の統合を希望していない地域についても、<u>合意がなされ次第、速やかに県営水道へ統合。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点において、<u>水道用水供給事業体の統合を希望していない地域は、5年以内を目途に、地域の合意を形成することを目指し、合意がなされ次第、速やかに統合を進めることとします。</u></li> </ul>	第7回委員会での委員意見を反映して追加	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>県と市町村の役割分担を踏まえた<u>経営主体(企業団等)により、今後20年以内に県内水道の一事業体化を目指す。また、将来的には首都圏水道を指向。</u></li> </ul>	<p>この事業体は、<u>県と市町村の役割分担を踏まえた共同経営とし、組織・運営方法については、<u>広域連合企業団・企業団、地方独立行政法人や包括的な民間委託など幅広く検討します。</u></u></p> <p>また、<u>将来的には、水系等を単位とする広域的な水道も想定されることから、<u>県域を超えた更なる広域化も視野に入れることとします。</u></u></p>	第7回委員会での委員意見や市町村等の意見を反映して変更	
	おわりに	<ul style="list-style-type: none"> <li>北千葉地域など統合・広域化に慎重な意見の多い地域においても、<u>前向きな議論を進め、地域の合意形成に努めてもらいたい。</u></li> </ul>	<p>一方、北千葉地域など統合・広域化に慎重な意見の多い地域においては、<u>前向きな議論を進め、<u>5年以内を目途に地域の合意形成に努めていただくことを期待して</u></u>います。</p>	第7回委員会での委員意見を反映して追加	